

## 仕様書 （モノクロ複合機）

### 1 複合機の性能・仕様

<b>種類</b>	ネットワーク対応モノクロ複合機 1台	
<b>基本・コピー機能</b>		
用紙サイズ	最大A3	
解像度	読み込み	600dpi×600dpi 以上
	書き込み	1,200dpi×1,200dpi 以上
階調数	256階調	
ファーストコピータイム	3.0秒以下（A4）	
連続複写速度	60枚/分以上（A4）	
両面印刷機能	装備していること	
給紙方法	4段+手差し以上	
複写倍率	25%～400%（自動原稿送り装置使用時も含む）	
針なしフィニッシャー	装備していること	
<b>ネットワークプリンター機能</b>		
対応プロトコル	TCP/IP（県庁LANに接続可能なこと）	
対応OS	Windows10以降のOSに対応	
連続プリント速度	基本・コピー機能に準じる	
<b>環境等</b>		
TEC値	0.92kWh以下	
グリーン購入法	新品の機械で適合していること	
国際エネルギースター	新品の機械で基準を満たしていること	
エコマーク認定	新品の機械であり、認定商品であること	

## 2 設置場所及び設置台数

日向市中町2-14

日向土木事務所内 1台

## 3 契約期間

令和7年10月1日 から 令和12年9月30日 まで (5年間)

## 4 入札条件等

- (1) 入札金額は、契約期間（60ヶ月）とした場合における全体の複写サービス料金を記載すること。
- (2) 1ヶ月の複写枚数は、8,000枚として積算を行うこと。
- (3) この複写枚数は、令和6年4月から令和7年3月までの実績の平均値であり、実際の複写枚数を保証するものではないことを承知のうえ積算を行うこと。

## 5 保守等、その他

- (1) 県庁LANへ接続し、職員がプリンターとして使用できるよう、複合機の環境設定及び必要に応じて職員PCへのドライバー等のインストール作業を実施すること。
- (2) 複合機を常時正常な状態で使用できるように、定期的に技術社員を設置場所に派遣して、点検及び調整を行うこと。
- (3) 複合機が故障した場合は、連絡後すみやかに（おおむね2時間程度）点検に着手し、使用可能な状態に回復させること。
- (4) 複合機を常時正常な使用するために必要な消耗品の交換を行うこと。また、その料金は複写サービス料金に含めること。
- (5) 複合機の搬入及び据付調整に要する費用は、複写サービス料金に含めること。
- (6) 当該契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うため、翌年度以降の予算が減額又は削除された場合には、県は損害を補償せず契約を解除できるものとする。
- (7) 機器の搬入及び撤去に当たっては、各社協力して行うこと。